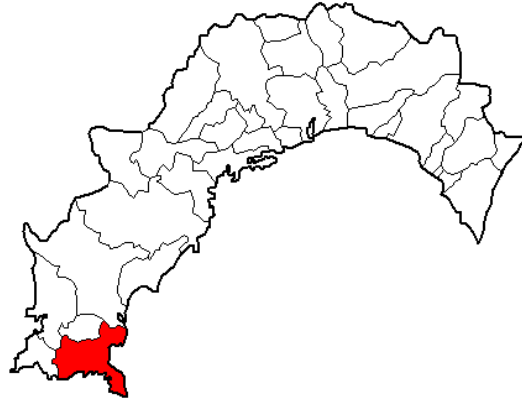


土佐清水市リキュール特区

都道府県名：高知県

申請主体名：土佐清水市

区域の範囲：土佐清水市の全域



特区の概要：

本市では、施設園芸と果樹栽培を主として露地野菜と水稻栽培を進めているが、農産物の輸入増加などによる価格の低迷、就業者の高齢化などによりその経営環境は厳しい状況にある。そのため、本市の農産物を原料としたリキュールを製造することにより、地域農産物の消費・利用拡大へとつなげるとともに、新しい特産品を創出し、農業の活性化につなげる。また、農産物の付加価値を高めることにより、農業経営の拡大と安定が期待でき、新たな雇用確保による地域活性化を図る。

適用される規制の特例措置：特産酒類の製造事業



足摺完熟マンゴー（品種：キーツ）



足摺芳香パイナップル